学術相談契約書　新旧対照表

| 旧雛形 | 新雛形 | 備　　　考 |
| --- | --- | --- |
| 公立大学法人富山県立大学（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって学術相談契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。（定義）第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。(1)　学術相談とは、乙からの依頼に基づき、甲に所属する研究者がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するものをいう。(2)　学術相談担当者とは、甲に所属し、学術相談を担当する者であって、次条に記載する者をいう。(3)　学術相談料とは、乙が甲に対して支払う学術相談の対価をいう。（学術相談内容等）第２条　甲は、乙の依頼により、次の内容について学術相談を行うものとする。(1) 相談題目(2) 学術相談の内容(3) 学術相談担当者(4) 学術相談の実施期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日(5) 学術相談の回数(6) 学術相談の場所 (7) 学術相談料　　　　　　　　　　　　円（税込）（学術相談の方法）第３条　学術相談は原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で実施することができる。（学術相談料の支払い）1. 乙は、第2条に定める学術相談料を甲が発行する振込依頼書により指定する支払期限までに支払わなければならない。

２　甲は、乙から支払われた学術相談料については、原則としてこれを乙に返還しない。（特許権等の取扱い）第５条　学術相談の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の取扱いについては、当該特許権等を生じた状況を勘案して甲乙協議の上これを決定する。（秘密の保持）第６条　甲及び乙は、学術相談に関し、相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（秘密である旨を表示したものとする。以下「秘密情報」という。）については、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。(1) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの(2)　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの(3)　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの(4)　正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの(5)　相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの２　甲及び乙は、学術相談以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承認を得たときは、この限りではない。(学術相談の公表)第７条　甲及び乙は、学術相談実施の事実、学術相談の内容、学術相談の成果その他学術相談に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。(免責)第８条　甲は、学術相談に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。（契約の解約）第９条　甲は、乙が学術相談料を支払わなかった場合その他乙が本契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその是正を相手方に催告し、相手方においてこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。２　乙に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、甲は、催告その他何らかの手続きを要せず、本契約を解約することができる。(1)　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立て、又はそれらの手続の申立てを受けたとき。(2)　銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。(3)　差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行又は滞納処分を受けたとき。↓文科省雛形**第27条（反社会的勢力の排除）**1. 甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人

を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。1. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
2. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
3. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

　　ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為　　　　イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為1. 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

①前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合②前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合③前項③の確約に反する行為をした場合3　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。（契約の有効期間）第１０条　本契約は、第2条第4号に規定する学術相談の実施期間始期に発効し、終期若しくは第2条第5号に規定する回数の完了のどちらか早い時期まで有効とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。（契約終了後の効力）第１１条　前２条の規定により本契約が終了した場合においても、第5条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。（裁判管轄）第１２条　甲及び乙は、本契約に関する訴えについて、甲の所在地を管轄地とする富山地方裁判所をもってその専属的管轄裁判所とすることに合意する。（協議）第１３条　本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを定める。　以上の約定を証するものとして、本契約書を2通作成し、甲、乙各々において1通を保有するものとする。令和　年　月　日甲　富山県射水市黒河５１８０公立大学法人富山県立大学　　　理事長　　○○　○○　　印乙　 | 公立大学法人富山県立大学（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって学術相談契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。（定義）第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。一　学術相談とは、乙からの依頼に基づき、甲に所属する研究者がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するものをいう。二　学術相談担当者とは、甲に所属し、学術相談を担当する者であって、次条に記載する者をいう。三　学術相談料とは、乙が甲に対して支払う学術相談の対価をいう。（学術相談内容等）第２条　甲は、乙の依頼により、次の内容について学術相談を行うものとする。一 相談題目二 学術相談の内容三 学術相談担当者四 学術相談の実施期間　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　　日五 学術相談の回数六 学術相談の場所 七 学術相談料　　　　　　　　　　　　円（税込）（学術相談の方法）第３条　学術相談は原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で実施することができる。（学術相談料の支払）第４条　乙は、第２条に定める学術相談料を甲が発行する振込依頼書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。振込手数料その他の納付費用は乙の負担とする。２　甲は、乙から支払われた学術相談料については、原則としてこれを乙に返還しない。（特許権等の取扱い）第５条　学術相談の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の取扱いについては、当該特許権等を生じた状況を勘案して甲乙協議の上これを決定する。（秘密の保持）第６条　甲及び乙は、学術相談に関し、相手方から開示又は提供を受けた情報であって、開示又は提供の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、自己に属する本学術相談の実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者以外（以下「秘密情報受領者」という）に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該秘密情報受領者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該秘密情報受領者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。一 相手方から開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できるもの二　相手方から開示又は提供を受けた際、既に公知となっているもの三　相手方から開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となったもの四　正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したことを証明できるもの五　相手方から開示又は提供された情報によることなく、独自に開発し、又は取得していたことを証明できるもの六　書面により事前に相手方の同意を得たもの２　甲及び乙は、学術相談以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承認を得たときは、この限りではない。３　前２項の規定は、本学術相談終了後も、５年間有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。(学術相談の公表)第７条　甲及び乙は、学術相談実施の事実、学術相談の内容、学術相談の成果その他学術相談に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。(免責)第８条　甲は、学術相談に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。（契約の解除）第９条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後14日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。一　相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき二　相手方が本契約に違反したとき２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合二　銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥った場　合三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合**（反社会的勢力の排除）**第10条　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。　一　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。　二　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。　三　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと　　イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為　　ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。　一　前項一の確約に反する申告をしたことが判明した場合　二　前項二の確約に反し契約をしたことが判明した場合　三　前項三の確約に反する行為をした場合３　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。（契約の有効期間）第11条　本契約は、第２条第４号に規定する学術相談の実施期間始期に発効し、終期若しくは第２条第５号に規定する回数の完了のどちらか早い時期まで有効とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。（契約終了後の効力）第12条　前２条の規定により本契約が終了した場合においても、第５条から第８条までの規定は、なおその効力を有する。（準拠法及び裁判管轄）第13条　本契約の準拠法は日本法とする。２　本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。（協議）第14条　本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを定める。　以上の約定を証するものとして、本契約書を２通作成し、甲、乙各々において１通を保有するものとする。　年　月　日甲　富山県射水市黒河5180公立大学法人富山県立大学　　　理事長　　○○　○○　　印乙　 | 秘密情報の開示者の範囲を明確化「反社会的勢力の排除」について記載 |